

よくあるご質問

Q1	一般競争入札方式とは、どのような方式ですか？
A1	一般競争入札方式とは、公社が指定する最低売却価格以上で最も高い価格で入札された方に売却する方法です。 なお、今回の入札は、郵送により行います。

Q2	個人でも入札に参加できますか？
A2	もちろんご参加いただけます。 入札案内書をよくお読みいただき、現地を必ず確認のうえ、お申込みください。

Q3	使用目的が未定なのですが？
A3	現在想定されている使用目的を記載していただければ結構です。ただし、用途に関する禁止特約を付しておりますのでご注意ください。

Q4	入札参加申込書及び誓約書に押印は必要ですか？
A4	すべての書類において、押印は不要です。

Q5	申込は持参でも可能ですか？
A5	特段の事情がある場合を除き、持参での申し込みは受け付けておりません。 今回の入札は、郵送での申込となっておりますので、書留又は簡易書留により申し込みして下さい。 受付期間内に到達しない申込、記載に不備がある申込並びに必要書類が揃っていない申込は無効となりますので、受付期間内にお早めに送付していただくことをお奨めします。

Q6	入札保証金が必要ですか？
A6	公社が実施する入札（「ま1～4」の物件）に関しましては、入札保証金は必要ありません。

Q7	落札した後でも辞退できますか？
A7	落札した後でも辞退できます。その場合、速やかにお申出ください。 ただし、落札した後の辞退を表明した日から2年間、公社が実施する競争入札又は公開抽選に参加することはできませんのでご承知おきください。

Q8	複数名（親子、夫婦等）で契約したいのですが？
A8	<p>2名以上での契約も可能です。</p> <p>その場合、入札参加申込書及び誓約書の申込者欄には申込者名を併記して下さい。</p> <p>また、複数名（親子、夫婦等連名）でお申込の場合、落札後の契約は連名の方との契約となります。</p>

Q9	清算金とは何ですか？
A9	<p>土地区画整理法第110条の規定に基づくもので、当該土地区画整理事業が完了した後に換地処分のうえ、事業施行者から交付又は徴収を受ける場合があります。</p> <p>土地区画整理事業地区内で公社が所有する土地の売買による清算金において、交付があった場合は公社が取得し、徴収があった場合は公社が負担することとしております。</p> <p>なお、このことにつきましては、契約締結前に行う重要事項説明及び契約書にも明記させていただきます。</p>

Q10	入札金額はどのくらいにすれば良いですか？
A10	入札金額については一切お答えできません。

Q11	申込の状況はどうですか？
A11	お問合せ、申込の状況については一切お答えしかねますので、ご了承ください。

Q12	土地代金のほかに必要な費用はありますか？
A12	<p>固定資産税及び都市計画税について、契約日を基に按分してご負担いただきます。また、所有権移転登記に係る費用は落札者の負担となります。</p> <p>そのほか、契約に係る印紙代は公社と折半での負担になります。</p>

Q13	土地区画整理法第76条に規定する許可とはどういうことですか？
A13	<p>土地区画整理事業施行区域内では、事業の円滑な進行を促すため、建築等の行為を行う場合、建築基準法の建築確認申請を受ける前に、名古屋市長の許可を受けなければなりません。</p> <p>なお、換地処分の公告がなされた場合、公告の翌日からは、許可申請は必要ありません。</p>

Q14	入札物件の測量図はないですか？
A14	地積測量図はありません。記載の寸法、地積などの詳細については、名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所へお問い合わせください。 <u>※お問い合わせ先</u> 名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所 TEL：052-935-7141

Q15	登記事項証明書は登記情報提供サービスからの印刷でもOKか
A15	登記情報提供サービスからの印刷は証明にはなりませんので必ず法務局へ登記事項証明書を請求しお受け取りください。

Q16	法人役員等に関する調書の住所の記入方法について
A16	住所の表記は「○丁目△番□号」でも省略して「○-△-□」でも構いませんが、読み間違いのないように楷書でご記入ください。

Q17	落札後、売買契約及び所有権移転登記の名義を変更できますか
A17	申込者名で審査を行っておりますので、落札後の売買契約及び所有権移転登記は申込者名義以外はできません。